

2025 年 7 月 16 日

各 位

株式会社北國銀行

当座勘定規定の改定について

株式会社北國銀行（代表取締役社長：米谷 治彦）は、当座預金出金帳の取扱開始に伴い、2025 年 7 月 16 日（水）より下記の通り当座勘定規定を改定いたします。

改定後の規定については、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

（１）改定となる規定

- ・当座勘定規定

（２）改定日

2025 年 7 月 16 日（水）

（３）主な改定内容

次の条項について、当座勘定規定の取扱いを変更します。

当座勘定規定／改定前後対照表

※改定箇所赤字記載

改定前	改定後
（一般当座口） 第 7 条（手形、小切手の支払） ③当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	（一般当座口） 第 7 条（手形、小切手の支払等） ③当座勘定の払戻しの場合には、次のいずれかの方法で行ってください。 A. 届出または登録の印章により、当行所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。 B. 小切手を使用する方法。 ④前 3 項の払戻に払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

第8条（手形、小切手用紙） ⑤手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 第12条（手数料の引落し） ① 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 第16条（印鑑照合等） ② 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 （北國ファミリーチェックロ） 第7条（手形、小切手の支払） ④当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。 第8条（手形、小切手用紙） ⑤手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 第12条（手数料の引落し） ① 当行が受取るべき貸付金利息、手数料、	第8条（手形、小切手用紙等） ⑤手形用紙、小切手用紙、払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 第12条（手数料の引落し） ① 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 第16条（印鑑照合等） ② 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 （北國ファミリーチェックロ） 第7条（手形、小切手の支払等） ④当座勘定の払戻しの場合には、次のいずれかの方法で行ってください。 A. 届出または登録の印章により、当行所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。 B. 小切手を使用する方法。 ⑤前4項の払戻に払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。 第8条（手形、小切手用紙等） ⑤手形用紙、小切手用紙、払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 第12条（手数料の引落し） ① 当行が受取るべき貸付金利息、手数料、
--	---

立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 第 16 条（印鑑照合等） ① 小切手、手形または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その小切手、手形、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。	立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします 第 16 条（印鑑照合等） ① 小切手、手形、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その小切手、手形、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
---	--

※改定後の規定は[こちら](#)からご確認ください。

以上